

## 特定労務管理対象機関の指定について

### 1 特定労務管理対象機関について

- 令和6年4月からの医師の時間外労働上限規制の適用開始に向け、時間外・休日労働が年960時間を超える必要がある医師がいる医療機関は、医療機関勤務環境評価センターによる評価を受審した上で、県に対し、特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準などいわゆる特例水準）の申請を行い、県知事の指定を受ける必要がある。

<特例水準>年1,860時間を上限

特例水準	機関名称	医師をやむを得ず長時間労働に従事させる必要がある業務
B	特定地域医療提供機関	救急医療
		居宅等における医療
		地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療
連携B	連携型特定地域医療提供機関	医療提供体制確保のために必要と認められる医師の派遣
C-1	技能向上集中研修機関	臨床研修 専門研修
C-2	特定高度技能研修機関	高度な技能習得のために研修

- 県は、指定に当たって、地域の医療提供体制の構築方針と整合性の観点から、医療審議会の意見を聴くこととされている。

<医療法第113条第5項>

都道府県は、第一項の規定による指定（特定労務管理対象機関の指定）をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

## 2 特定労務管理対象機関の指定申請等の状況

### 1 指定申請があった医療機関

申請医療機関	申請区分（水準）	特例水準の適用が必要な業務	審査状況
大分大学医学部附属病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療</li> <li>・地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療</li> </ul>	別添調書のとおり
	連携型特定地域医療提供機関 （連携B水準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制確保のために必要と認められる医師の派遣</li> </ul>	別添調書のとおり
九州大学病院別府病院	連携型特定地域医療提供機関 （連携B水準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制確保のために必要と認められる医師の派遣</li> </ul>	別添調書のとおり
大分県立病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療</li> </ul>	別添調書のとおり

特定労務管理対象機関の指定にかかる調書（1 - 1）

医療機関名	大分大学医学部附属病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）

項目	指定要件	確認内容	審査結果
1	特例水準の適用が必要な業務	○救急医療（三次救急医療機関） ○地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療 ・地域周産期母子医療センター	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること	○救急医療 救命救急センターとして、高度な医療の提供、複雑な症例、重症患者を 24 時間 365 日受入れている。これらの症例に対応するためには、高度な専門知識、技術を持つ医師が必要となるが、人員には限りがあり、時間外労働の上限を超えざるを得ない。 ○地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療 地域周産期母子医療センターとして、NICU/GCU を運営している。365 日 24 時間体制で対応する必要あり、高度な専門知識、技術を持つ医師が必要となるが、人員には限りがあり、時間外・休日労働の上限を超えざるを得ない状況となっている。	適
3	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていること（注1）	評価センターの評価結果により確認	適
4	面接指導及びび休息时间確保体制の整備（注2）	評価センターの評価結果により確認	適
5	労働法制にかかる違反の有無	当該医療機関より提出された誓約書により確認	適
6	評価センターによる評価受審	○評価受審済 ○評価結果 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要はあるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	適
7	①特例水準適用による地域医療提供体制の構	①当該医療機関は、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受入れる「救命救急センター」であり、他の医療機関	適

	築方針との整合性 ②地域の医療提供体制 全体としても医師の長 時間労働を前提とせざ るを得ないこと。	で対応困難な高度医療を 24 時間 365 日体制で提供して いる。 ②当該医療機関の医師は、県民に質の高い医療を継続的に 提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持してい くためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得な い。	
--	--	--	--

(注1) 医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標が記載されていること
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が記載されていること

(注2) 追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

特定労務管理対象機関の指定にかかる調書（1 - 2）

医療機関名	大分大学医学部附属病院
申請区分	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

項目	指定要件	確認内容	審査結果
1	特例水準の適用が必要な業務	○医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること	<p>大学病院として、大分県内の医療機関に医師派遣を行い、医療提供体制の維持に貢献している。今年度は、大分県内 141 の医療機関へ特例水準適用医師を派遣している。</p> <p>しかしながら、法令上兼業に従事した労働時間は当該医師の労働時間に通算されることになっており、当院内における時間外労働時間が 960 時間以内に収まっても、兼業時間の通算によりそれを超えてしまう医師が発生する見込みである。これに該当する場合、当院から大分県内の医療機関への医師派遣が困難となり、医療提供体制の維持ができなくなる恐れがある。</p>	適
3	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていること（注1）	評価センターの評価結果により確認	適
4	面接指導及び休息時間確保体制の整備（注2）	評価センターの評価結果により確認	適
5	労働法制にかかる違反の有無	当該医療機関より提出された誓約書により確認	適
6	評価センターによる評価受審	<p>○評価受審済</p> <p>○評価結果</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要はあるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p>	適
7	<p>①特例水準適用による地域医療提供体制の構築方針との整合性</p> <p>②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。</p>	<p>①当該医療機関は、県内 141 の医療機関へ特例水準適用医師の派遣を行っており、医療提供体制を維持するためには、派遣継続が必要である。</p> <p>②医師確保が困難な医療機関に派遣することにより、地域に必要とされる医療の継続的な提供が可能となっており、今後も地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</p>	適

(注1) 医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標が記載されていること
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が記載されていること

(注2) 追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

特定労務管理対象機関の指定にかかる調書（２）

医療機関名	九州大学病院別府病院
申請区分	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

項目	指定要件	確認内容	審査結果
1	特例水準の適用が必要な業務	○医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること	<p>大学病院の分院として、大分県内の医療機関に医師派遣を行い、医療提供体制の維持に貢献している。今年度は、大分県内 35 の医療機関へ特例水準適用医師を派遣している。</p> <p>しかしながら、法令上兼業に従事した労働時間は当該医師の労働時間に通算されることになっており、当院内における時間外労働時間が 960 時間以内に収まっても、兼業時間の通算によりそれを超えてしまう医師が発生する見込みである。これに該当する場合、当院から大分県内の医療機関への医師派遣が困難となり、医療提供体制の維持ができなくなる恐れがある。</p>	適
3	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていること（注1）	評価センターの評価結果により確認	適
4	面接指導及び休息時間確保体制の整備（注2）	評価センターの評価結果により確認	適
5	労働法制にかかる違反の有無	当該医療機関より提出された誓約書により確認	適
6	評価センターによる評価受審	<p>○評価受審済</p> <p>○評価結果</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。</p>	適
7	<p>①特例水準適用による地域医療提供体制の構築方針との整合性</p> <p>②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。</p>	<p>①当該医療機関は、県内 35 医療機関へ特例水準適用医師の派遣を行っており、医療提供体制を維持するためには、派遣継続が必要である。</p> <p>②医師確保が困難な医療機関に派遣することにより、地域に必要とされる医療の継続的な提供が可能となっており、今後も地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。</p>	適

(注1) 医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標が記載されていること
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が記載されていること

(注2) 追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること



特定労務管理対象機関の指定にかかる調書（3）

医療機関名	大分県立病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）

項目	指定要件	確認内容	審査結果
1	特例水準の適用が必要な業務	○救急医療（三次救急医療機関）	適
2	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること	○救急医療 救命救急センターとして、高度な医療の提供、複雑な症例、重症患者を 24 時間 365 日受入れている。これらの症例に対応するためには、高度な専門知識、技術を持つ医師が必要となるが、人員には限りがあり、時間外労働の上限を超えざるを得ない。	適
3	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていること（注1）	評価センターの評価結果により確認	適
4	面接指導及び休息時間確保体制の整備（注2）	評価センターの評価結果により確認	適
5	労働法制にかかる違反の有無	当該医療機関より提出された誓約書により確認	適
6	評価センターによる評価受審	○評価受審済 ○評価結果 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要はあるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	適
7	①特例水準適用による地域医療提供体制の構築方針との整合性 ②地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	①当該医療機関は、複数の診療科にわたる重篤な救急患者を受入れる「救命救急センター」であり、他の医療機関で対応困難な高度医療を 24 時間 365 日体制で提供している。 ②当該医療機関の医師は、県民に質の高い医療を継続的に提供しており、今後も地域の医療提供体制を維持していくためには、医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	適

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況が記載されていること

- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標が記載されていること
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項が記載されていること
- ・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が記載されていること

(注2) 追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

### 3 評価センターによる評価結果について

#### 1. 概要

- ・新医療法第113条第4項により、県が特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）からの評価結果通知書に記載された評価結果を踏まえなければならないとされている。
- ・厚生労働省の手順書（「都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定に関する手順書」令和5年2月版）によると、評価センターによる評価結果は、次の5つの体系（※）で示され、4又は5の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会等における意見聴取を行う必要があるとされている。

（※）評価センターによる評価は医療機関の評価の一面にすぎず、医療機関の優劣を示す趣旨ではないことから、定型的な文章で示されることとなっている

#### <評価結果の体系>

1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
5. 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

#### 2. 申請医療機関の評価結果について

- ・今回申請があった3医療機関の評価結果は次のとおり。4または5の評価を受けた医療機関はない。

評価結果	医療機関
2に該当	九州大学病院別府病院
3に該当	大分大学医学部附属病院、大分県立病院